

狭あい道路等の拡幅整備に関する 協議等に必要な書類について

拡幅整備協議書を提出する前に、敷地が接している法の道路種別および道路後退等について必ず建築審査課道路調査係でご確認ください。

■拡幅整備協議提出書類

提出書類	部数
☐ 狭あい道路等の拡幅整備協議書【第1号様式】	2
☐ 案内図（縮尺1/2500程度）および公図の写し 協議対象敷地が分かるように印をつけてください。 内容が最新のものに限る。（オンラインサービスで取得したものでも可）	2
☐ 登記事項証明書またはこれに代わる書類の写し 内容が最新のものに限る。（オンラインサービスで取得したものでも可）	2
☐ 狭あい道路等および狭あい道路等に接する敷地の現況図	2
☐ 後退用地の整備計画図ならびに横断面図	2
☐ 後退用地の求積図	2
☐ 助成対象項目 助成金を受ける予定がある場合に必要です。	2
☐ 奨励対象すみ切りの面積および箇所数、奨励対象後退用地の面積 奨励金を受ける予定がある場合に必要です。	2
☐ 拡幅整備協議概要書【第2号様式】 A3サイズ、両面印刷をお願いします。	2
☐ 拡幅整備協議合意書【第3号様式】 協議成立時に必要となる書類ですが、事務処理の都合上、協議受付時に提出をお願いしています。 日付の欄を記入せずにご提出ください。	2
☐ 委任状 代理人を定める場合に必要です。	2
☐ その他 土地所有者の同意書（建築主と土地所有者が異なる場合） 申請者の住民票など（登記簿に記載の住所と現住所が異なる場合）	2

拡幅整備協議成立後、拡幅整備の方法に応じて、別途書類の提出が必要となります。
詳細は裏面をご確認ください。

拡幅整備の方法に応じて、以下の書類が必要になります。

私道で区に拡幅整備を依頼する場合は、関係権利者からの承諾書も必要となります。

■拡幅整備提出書類

道路の分類	整備の方法	提出書類	部数
区道 または 区有通路	寄附	[寄附等に関する相談窓口] 土木部 管理課 道路整理係（本庁舎14階）にお尋ねください。 ☎（直通）：５９８４－１９７２	
	地上権の設定		
私道	整備依頼	☐ 狭あい道路等の拡幅整備承諾および依頼書【第５号様式】	1
		☐ 公図の写し （オンラインサービスで取得したものでも可）	1
		☐ 私道の土地所有者の要約書	1
		☐ 印鑑登録証明書 ※発行後３か月以内のもの	1
		☐ 関係権利者（私道所有者）の承諾書 練馬区が私道の拡幅整備工事をするために、私道が無償で使用（通行および掘削）することについて、私道土地の所有者から承諾が得られていることが確認できる内容であれば、様式は問いません。	1
	自主整備	☐ 拡幅に係る施設の受領書【第９号様式】 拡幅に係る施設の引渡書【第８号様式】を区から受取りましたら、速やかにご提出ください。	1
		☐ 拡幅整備完了届【第６号様式】 区が拡幅整備の完了の確認を行います。	1
		☐ 拡幅整備の完了を示す写真	1

様式は練馬区ホームページでダウンロードできます。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/029791011.html>

二次元コードはこちら→



[狭あい道路等の拡幅整備協議に関するお問合せ先]

発行：令和８年 ７月

練馬区 建築・開発担当部 建築課 狭あい道路拡幅係（本庁舎15階）

☎（直通）：０３－５９８４－１９８５

✉：KENCHIKUDAI25@city.nerima.tokyo.jp